

TOPIC 平成29年度開始の業務： 特定援助とDV等被害者法律相談援助

平成28年5月27日に成立した改正総合法律支援法（同年6月3日公布）の全面施行に伴い、法テラスは、平成30年1月24日から新たな業務を開始した。本項では、新たな業務の内容やその趣旨を概観しつつ、開始から約半年間の実績を紹介する。また、各方面の関係者から新たな業務への期待等をコラムとして寄せていただいた。

なお、改正総合法律支援法は、「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」の報告書（平成26年6月11日付、以下「検討会報告書」）を踏まえて制定され、他の改正部分に先行して施行された大規模災害の被災者に対する法律相談援助に関する部分は、熊本地震（平成28年4月14日発生）の被災者支援に初めて適用された。詳しくは昨年度の白書を参照されたい。

1 特定援助対象者に対する新たな援助

（1）制度新設の背景

高齢者・障害者は、心身等の状況により従来の法律相談場所における相談を受けることが困難であったり、認知症や知的障害等により判断能力が十分でない等の事情から、自身が法律問題を抱えていることの認識が不十分である、あるいは、法律サービスを受けなければならないとの認識が不十分であるなど、自ら弁護士等にアクセスしてくることは期待できない場合が多い（検討会報告書）。

そのような高齢者・障害者に対して適切な法的支援を行うため、改正総合法律支援法は、「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等」（同法第30条第1項2号イ（1））を「特定援助対象者」と定義し、特定援助対象者に対する民事法律扶助を拡充した。

（2）資力の有無にかかわらず出張相談（特定援助対象者法律相談援助）

改正総合法律支援法は、特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施する（「特定援助対象者法律相談援助」、総合法律支援法第30条第1項第3号）こととした。特定援助対象者法律相談援助は、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申入れに基づき、対象者の資力の有無にかかわらず、弁護士等が対象者のもとへ出張して法律相談を実施するところに特徴がある。（但し、対象者に資力がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。）

特定対象者法律相談援助の申入れができる機関（特定援助機関）については、民事法律扶助業務運営細則第9条の2において、地方公共団体の他、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7種類の機関を定めている。特定援助対象者法律相談援助は、法律問題であること等の認識がない対象者に法的サービスへのアクセスを提供することを趣旨とするため、利用回数は原則1回としている。なお、対象者が2回目以降の法律相談を希望する場合、資力要件等を満たすのであれば、一般の民事法律扶助による法律相談援助の利用が可能である。

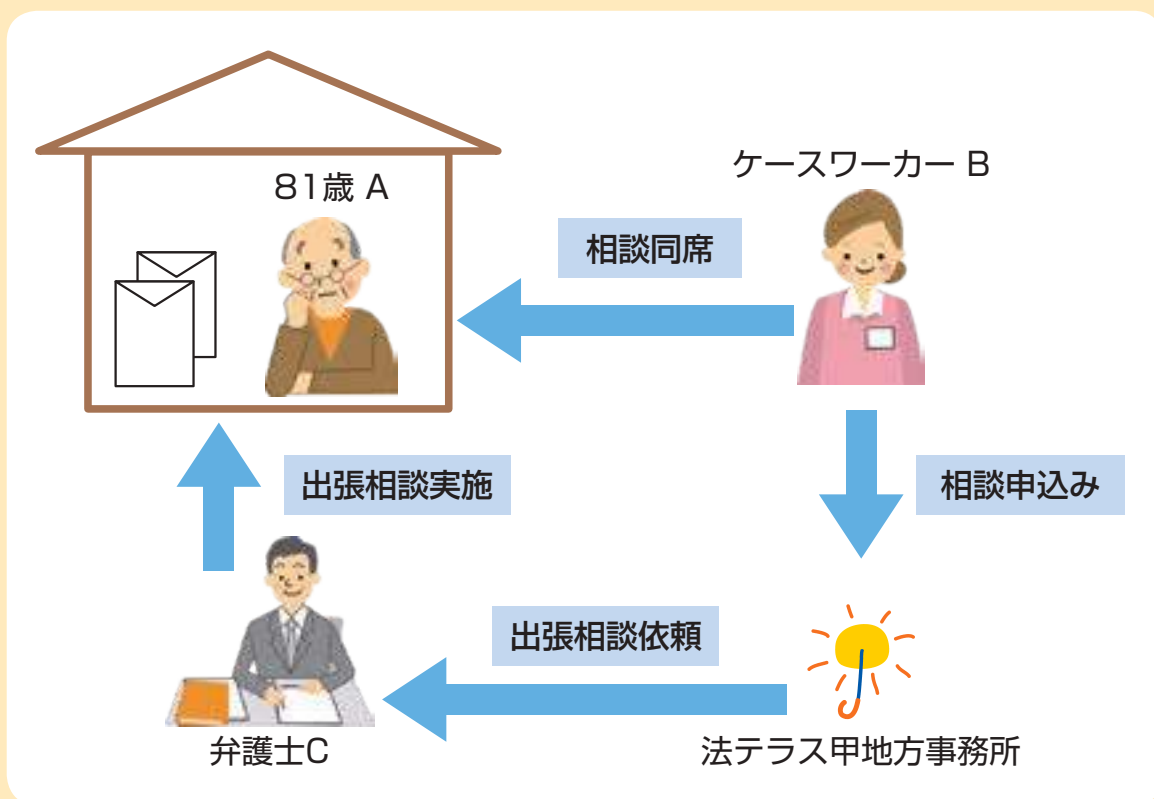
特定援助対象者法律相談援助が想定している典型的なケースは次のような場合であるが、これにとどまらず、特定援助対象者を支援する関係機関と法テラス地方事務所の連携により、制度の幅広い活用が期待される。

【ケース】

在宅介護を受けている独居の男性A（81歳）のもとに、信販会社からの封書がたびたび届いているが、開封された形跡もなく自宅のテーブルの上に放置されている。心配した介護職員から相談を受けた事業所のケースワーカー Bが、Aに事情を聞いてみたものの、請求書なのかどうかも分からず要領を得ない。本人の同意がないため、封書を開けて確認することもできない。介護職員へは話しにくいのかと、消費生活相談センターや、市役所の法律相談に行くように水を向けてみるが、本人は億劫なのか「放っとけばいい」と言うばかり。日を迫うごとに封書には「大至急」等と赤字で書かれるようになってしまい心配が募る。

近所に頼れる親族もいないため、Bが最寄りの法テラス甲地方事務所に出張相談の申し込みをしたところ、法テラスは登録弁護士Cに出張相談を依頼し、CがAの自宅に派遣されることになった。相談の日、B同席のもと、CはAから話を聞いた。Aは最初のうちはBに話していた時のように、はぐらかしていたが、Cから信販会社からの請求がやがて裁判所からの命令になり、家を差し押さえられてしまった人の話等を聞くうちに問題の重大さに気づいたのか、少しずつ事情を話し始めた。

Aは訪問販売で寝具や浄水器などを複数購入しており、信販会社の支払いに悩んでいた。その中には、Aが何度も断ったのに業者が帰らなかったため、仕方なく契約したものもあった。A自身では業者と交渉することは困難であるため、CはAと相談して代理援助の申し込みをすることとし、契約を取り消すことができそうなものを検討してから各業者と代理人として交渉することにした。



(3) 行政不服申立手続への法律扶助対象拡大

改正総合法律支援法により、特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、公的給付にかかる行政不服申立手続に拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求または第66条第1項の再審査請求）、介護保険法（第183条1項の審査請求）、及び障害者総合法律支援法（第97条1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる（民事法律扶助業務運営細則第6条）。

(4) 制度開始から半年間の実績

資料 1 相談等援助実施件数

	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
特定援助対象者法律相談援助実施件数	6	49	67	51	43	45
行政不服申立書類作成援助決定件数	0	0	0	0	0	0
行政不服申立代理援助決定件数	0	0	0	2	0	0

(注) 1月分は、1月24日から31日までの件数。

資料 2 特定援助機関ごとの申入れ件数

相談を申し入れた特定援助機関	申入れ件数
地方公共団体	41
社会福祉協議会	41
地域包括支援センター	99
介護保険法上のサービス等支援実施事業者*	35
障害者総合法律支援法上のサービス等支援実施事業者*	13
児童福祉法上の支援実施事業者*	1
特定援助対象者の支援を行う団体で地方事務所長が相当と認めるもの	31

(注) *のつく事業者は、地方公共団体からの指定又は監督が必要。

資料 3 相談結果

相談のみで終了	相談継続	審査回付	私選受任	その他
116	46	55	12	32

(注) 審査回付とは、代理援助又は書類作成援助を申込むこと。

「法の救いの手からこぼれ落ちてしまっている人」をつなぐ 『特定援助対象者に対する援助制度』

岡山パブリック法律事務所 弁護士 西尾 史恵

「利用者（以下「ご本人」と言います。）のことで相談したいのですが、どうすればいいでしょうか・・・？」このような相談を福祉関係者の方々（以下「支援者」と言います。）から受けることがよくあります。

ご本人がご高齢であったり、障がいをお持ちの場合は、困りごとがあってもご自身で声を上げられなかったり、問題と認識することが出来ないことがあります。

「法の救いの手からこぼれ落ちてしまっている人」の問題にいち早く気がつき、なんとかしようと日々奮闘されている支援者の方が全国にはたくさんいます。

それでも、自分の相談ではない利用者のことをどこに相談すれば良いだろう？相談費用はどうなるんだろう？そんな心配も一方ではありました。

法テラスでは、これまでも出張相談を認める等対応してきましたが、本来はご本人からの相談であることが想定されているため、支援者から相談を受けた場合、弁護士としても利用しにくい現状がありました。

そんな中、まさに「支援者」が「法の救いの手からこぼれ落ちてしまっている人」を「法律の専門家」につなげるための『特定援助対象者に対する援助制度』が始まりました！

ちょうどこの制度が始まる直前に積善会の生活相談員である前田さんから、「経済的虐待を受けていた利用者のところに債権回収の通知が来ているけど、どうしたら良いでしょうか？」という電話がありました。

『特定援助対象者に対する援助制度』の対象だと思われたので、初めてこの制度を利用することにしました。支援者の方から法テラスへ申請をしていただかなければならないのですが、前田さんは必要な手続きを快くかつ手際よく行っていただきました。

私の方は、通常の出張相談と同じように行けば良いだけなので、弁護士としては簡易な手続きで大変利用しやすかったです。

『特定援助対象者に対する援助制度』は、「我が事・丸ごと」の地域共生社会を目指している我が国において、時代の要請に応じた画期的な制度だと思います。「法の救いの手からこぼれ落ちてしまっている人」に、法的サービスが行き届くよう『特定援助対象者に対する援助制度』が全国的に利用されることが期待されます。

特定援助対象者に対する援助制度を利用して

積善会 養護老人ホーム 生活相談員 前田 恵子

養護老人ホームは、低所得者の方やご家族の支援が受けられない方が対象の施設です。

今回相談させて頂いた方（80代後半）は、ご家族の金銭の虐待により他の施設におられました。年金が少なく、利用していた施設料も支払いができず、年金が入金される度に支払いをしていました。入所後、以前住んでいた時の水道代、電話代、借家の解体費用、債権回収の通知がありました。

ご本人に確認しても良く分からず、どのように支払ってよいかも分らず、不安な日々が続いていました。そこで以前、他の利用者の方が法テラスに相談させて頂いたことがあったので、連絡をしてみました。

すると法テラスの職員から、今回の特定援助対象者に対する新しい制度を教えてもらい、すぐに弁護士の方が対応して下さり、私たちではどのようにしてよいかわからないことも、きちんと説明頂きスムーズに処理頂きました。

また、年金も少なく預貯金もなく支払いも出来ない状態でしたが、年金が少ないということで法テラスを利用して対応頂きました。

ご本人は、処理終了後とても感謝されており、安心して生活できると喜んでおられました。

困りごとがあってもご自身で声を上げられなかったり、問題を認識できない方でも安心して相談ができる制度ができて、本当に良かったと思います。

2 DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法律相談援助の新設

（1）制度新設の背景

DV・ストーカー・児童虐待は、深刻な被害に進展するおそれが高く、被害者に対して早期かつ適切な法的支援をすることにより被害の深刻化の防止を図る必要性が高いが、これらの犯罪の被害者は、加害者との関係性等から警察等の捜査機関への被害申告をちゅうちょすることも少なくなく、警察等以外の相談窓口の存在は重要である。従前の法テラスの民事法律扶助制度は、刑事に関するものを法律相談の対象としていなかったことなどから、犯罪被害者のニーズに十分に答えきれていなかった。

そこで、改正総合法律支援法は、ストーカー（ストーカー規制法第2条第1項「つきまとい等」）、児童虐待（児童虐待防止法第2条）、DV（DV防止法第1条第1項「配偶者からの暴力」）の3類型を「特定侵害行為」と定義し、これらの被害を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する（「DV等被害者法律相談援助」、総合法律支援法第30条第1項第5号）こととした。

(2) 制度の概要

特定侵害行為の被害を受けている疑いがあると認められる対象者からの申込みに基づき、法テラスは、対象者の資力の有無にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する。（但し、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）民事法律扶助における法律相談援助と異なり、特定侵害行為の被害防止のために必要であれば、刑事に関する相談も可能である。なお、児童虐待防止法上、「児童」は18歳に満たない者とされているため、児童虐待被害に係る法律相談の対象者も、援助実施時において18歳に満たない者に限られる。

また、対象者の状況等に鑑みて必要性がある場合には、警察をはじめとする関係機関の相談窓口の紹介等も並行して実施する。

【ご利用の流れ】



(3) 制度開始から半年間の実績（平成30年6月末日時点）

資料 4 相談実施件数

	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
DV	10	47	54	39	47	52
ストーカー	3	9	15	3	10	12
児童虐待	0	1	2	1	3	2

（注）1月分は、1月24日から31日までの件数。

資料 5 相談結果

相談のみで 終了	相談継続	相談打ち (今回限り)	民事法律扶助 申込み予定	日弁連委託援助 申込み予定	私選受任	関係機関 紹介	その他
104	100	2	79	22	10	23	5

（注）1件の相談につき複数の措置をとる場合があるため、相談実施件数の総数とは一致しない。

DV等被害者法律相談援助が始まって

神奈川地方事務所 主任 佐々木 玲子

DV等被害者法律相談援助の開始日が平成30年1月24日に決まって以降、神奈川地方事務所では、副所長を講師とする勉強会を行い、また、職員間でも幾度となく打合せを行い、開始に向けた準備を行ってまいりました。

開始日当日には、DV被害にあわれている方から2件のお問合せを受け、2名ともDV等被害者法律相談援助の利用を希望されました。被害にあわれた方への対応に加え、新しい名簿からの弁護士選任や新システムへの入力等、慣れない手続もあったことから、その日は犯罪被害者支援業務を担当している職員3名全員で対応し、無事、当日中に弁護士を選任することができ、安堵いたしました。

神奈川地方事務所では、神奈川被害者支援センター、県や横浜市の犯罪被害者支援担当者、県警本部犯罪被害者支援室や弁護士会犯罪被害者支援委員会等の関係機関と定期的に被害者支援に関する協議を行っております。また、支援者間で「顔の見える関係」を築くための取組を大切にしており、犯罪被害者支援団体や女性団体等の皆様に対し、法テラスの犯罪被害者支援業務の説明を行って、連携を深めています。

その中で、本制度に関して数多くのご質問やご意見を承りました。特に「速やかな法律相談が可能」「DVだけでなく児童虐待やストーカー事案についても相談が可能」であることに、関心や期待を寄せていただいていると感じました。

神奈川地方事務所におけるDV等被害者法律相談援助の援助件数は、制度開始以降、すでに40件を超えました。日々、被害者の心情に寄り添う支援、そして速やかに弁護士を紹介することを目標に業務を行っております。

これからも、関係機関の皆様と連携しながら、被害者の方が必要とする支援に繋がられるよう努力していく所存です。



【広報用チラシ】